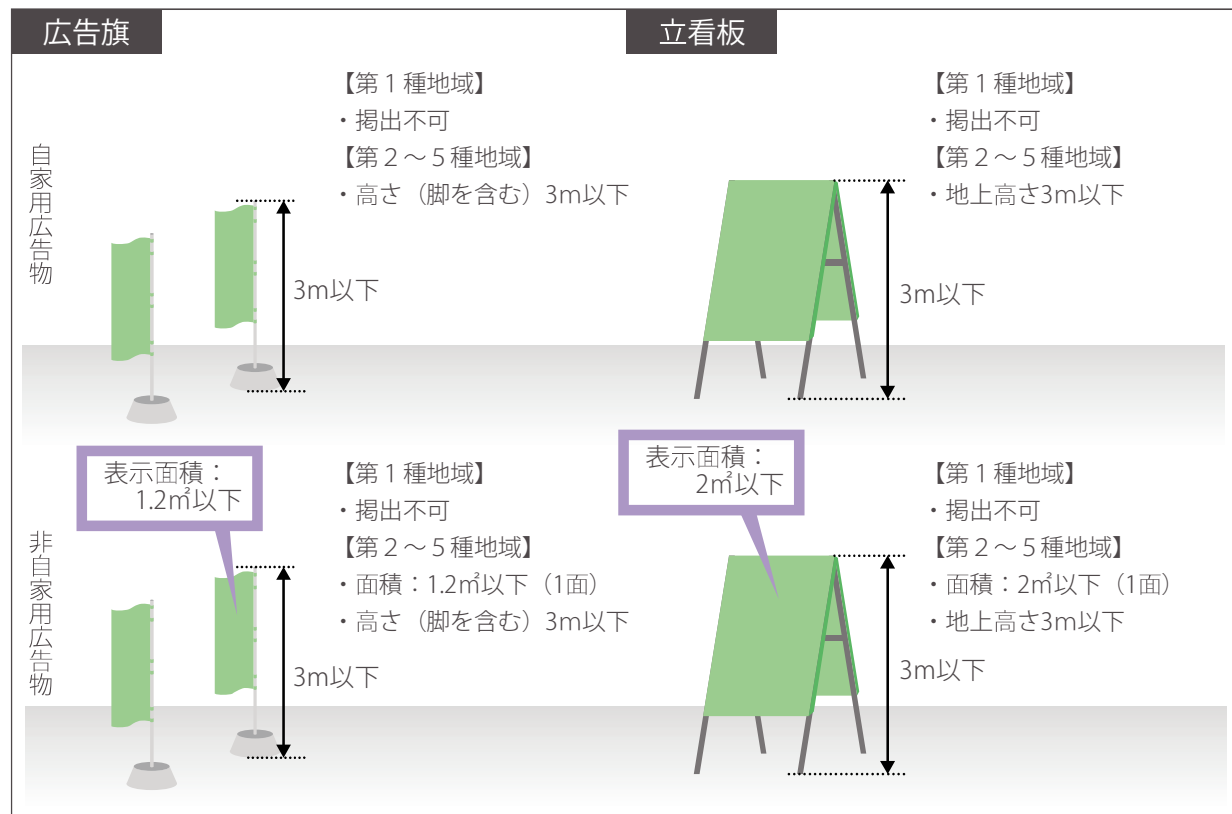


● 広告旗・立看板の類に係る基準

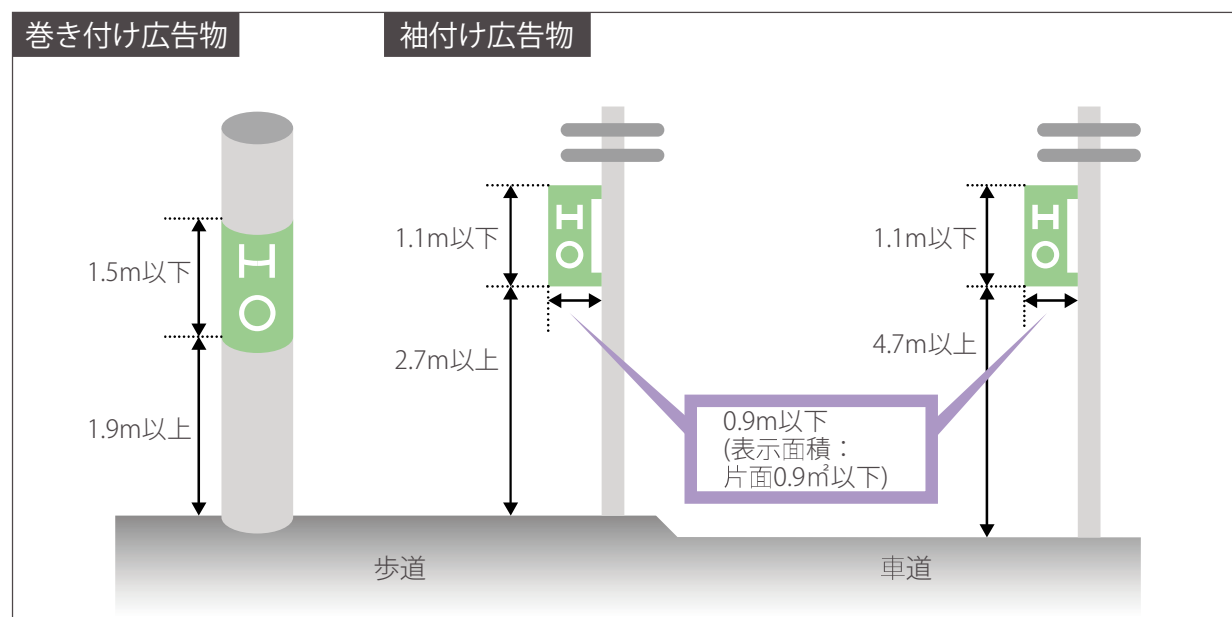


※表示面の色彩は地域の区分ごとの基準と同じです。 ※道路からの見通しの妨げにならないようご注意ください。

● 電柱の類を利用する広告物に係る基準

電柱等への添加広告物：電柱、消火栓標識、街灯、アーケード等に添加される広告物

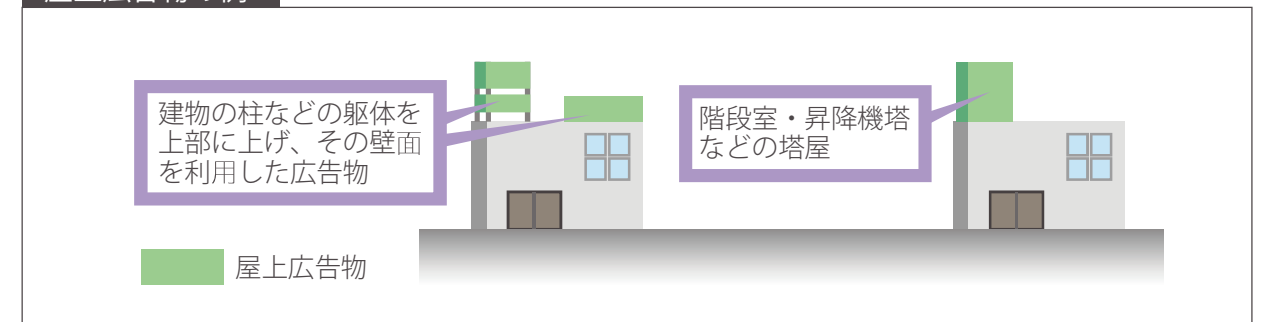
- ・ 広告物の個数は、1柱につき巻き付け広告物1巻き及び袖付け広告物1個以内とします。
- ・ 袖付け広告物は、原則として歩道又は民地側へ向けて設置するものとします。
- ・ 同一広告主が複数設置する場合の相互間距離は、20m以上とします。（ただし、第2種地域は500m以上です。）
- ・ 表示面の色彩は地域の区分ごとの基準と同じです。
- ・ 電光掲示板及び可変式照明付き広告物の設置はできません。



● 屋上広告物

建築物の上部に突出した階段室、昇降機塔その他これらに類する建築物の壁面、建築物の屋上又は建築物の屋上の工作物に表示し、若しくは設置する広告物等は、景観に大きな影響を及ぼすため、屋上広告物と見なします。スカイラインを整え、眺望景観を乱さないように配慮してください。

屋上広告物の例



● 電光掲示板・可変式照明付き広告物

電光掲示板や可変式照明付き広告物は、光量や点滅の速度等によって周辺の夜間景観に大きな影響を与えます。特に交差点付近においては、道路交通に支障をきたすことが考えられることから、適度な光量、点滅速度となるよう配慮してください。

電光掲示板



可変式照明付き広告物



● 優良意匠屋外広告物

東近江市内において歴史的、伝統的価値がある屋外広告物や周辺のまちなみに調和した優れた意匠をもち、素材、規模、色彩及び形態が良好な景観の形成及び風致の維持に寄与していると認める屋外広告物については、東近江市景観審議会の意見を聴いた上で、優良意匠屋外広告物に指定することができます。優良意匠屋外広告物に指定された屋外広告物は、許可期間を通常の許可期間の2倍（最大6年）まで延長することができます。（ただし、安全点検調書の提出は通常の許可期間毎に必要です。）

